

市指定介護事業所における指定事項変更等の手続きについて

1. 必要な手続き

市指定の介護事業所（地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業）において、指定事項等の変更が生じた場合は、市への届出が必要となります。サービスごとの必要書類・様式等は、市ホームページに掲載しております。

		提出期限	留意点
指定	新規	事業開始予定月の前々月の末日	予め保険者に相談
	更新	更新後の指定有効期間開始月の前々月の末日	
	変更	変更から10日以内	指定要件に関わる変更は、予め保険者に相談
休廃止	廃止 休止	廃止/休止日の1月前	予め保険者に相談
	再開	再開後10日以内	再開1月前に再開する旨、保険者に報告
加算・減算	新規 追加	・在宅サービス：算定開始月の前月15日 ・施設、居住系サービス：算定開始月の1日 ※期限が閉庁日の場合は、直前の開庁日	
	取下 減算	保険者に相談のうえ、速やかに提出	

2. 提出方法

①直接窓口を持参、②郵送、③電子メール（押印が必要な書類は要PDF化）のいずれかの方法で提出してください。

< 提出先 >

〒024-8501 北上市芳町1番1号 北上市保健福祉部長寿介護課介護給付係

E-Mail: choju@city.kitakami.iwate.jp

3. 今後の留意点

「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の提言内容及び令和3年度の介護保険法改正等により、様式及び所要の手続きが今後変更になる可能性があります。変更の都度、市ホームページに掲載する予定ですので、事業所において指定事項変更等が生じた場合は、市ホームページで最新の手続き方法を確認してください。